

東京都公報

発行

東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…二

○令和六年度クリーニング師試験の実施……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…三

告示（選）

○令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………四

告示（公）

○銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分についての公開の聴聞……………五

告示（海区漁調）

○東京海区における釣漁法の制限……………五
○東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………五

公告

○市街地再開発組合の理事長の変更……………七
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…七

告示

●東京都告示第千七十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月二十一日

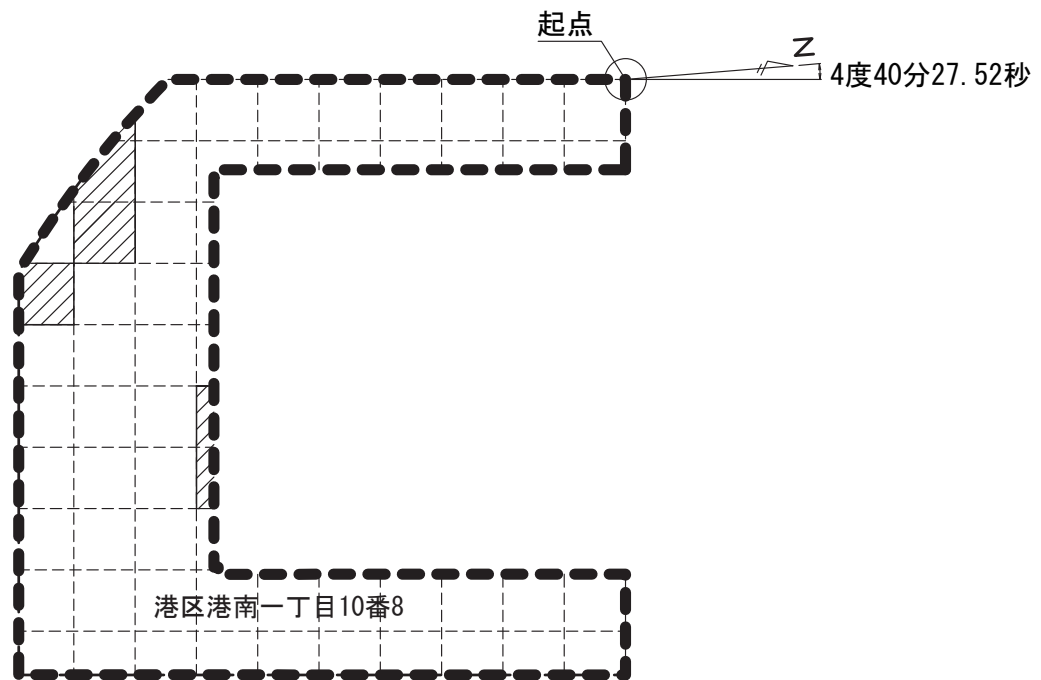
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区港南一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域
(規則第58条第5項第12号
に該当する区域)

【起点】

起点は、X座標：-40961.649 Y座標：-8288.531とする。

※座標値は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(4度40分27.52秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第八十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区高輪三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

座標値一覧

地点	X座標	Y座標
1	-41018.561	-8633.187
2	-41022.266	-8633.864
3	-41022.266	-8633.997
4	-41022.925	-8633.981
5	-41027.942	-8634.875
6	-41028.289	-8634.937
7	-41029.855	-8635.216
8	-41034.787	-8636.095
9	-41034.713	-8646.239
10	-41029.719	-8645.350
11	-41029.592	-8638.302
12	-41027.402	-8637.906
13	-41018.153	-8636.234

※表中の座標値は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

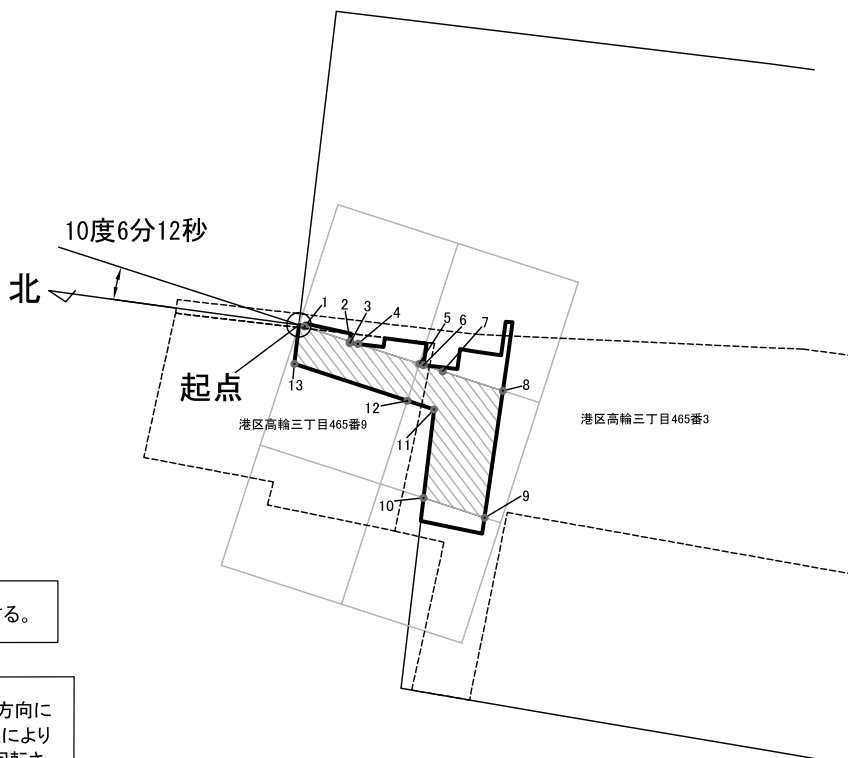
- 指定を解除する区域
- 敷地境界
- 筆境界
- 調査対象地
- 単位区画

【起点】

起点は、座標値（X=-41018.097、Y=-8633.121）とする。

【格子の回転角度（10度6分12秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第千七十四号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七
条の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施
する。

令和六年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

(一) 学科試験

令和七年一月二十五日（土曜日）午前十時三十分か
ら正午まで

(二) 実地試験

令和七年一月二十八日（火曜日）又は同月二十九日
（水曜日）のうち、指定する日時

二 試験場所

(一) 学科試験

学校法人後藤学園（豊島区南池袋三丁目十二番五
号）

(二) 実地試験

日本クリーニングセンター（文京区後楽二丁目三番
十号）

三 受験資格

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十
七条に規定する者

(二) 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）によ
る国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭
和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課
程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによ

りこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
試験科目

(一) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(二) 実地試験

- 洗たく物の処理に関する技能

五 受験手続

(一) 受験願書受付日時

令和六年十一月五日（火曜日）から同年十二月六日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで。ただし、郵送の場合は、簡易書留で令和六年十二月六日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(二) 受験願書受付場所

東京都庁第一本庁舎三十階北側 保健医療局健康安全部健康安全課。ただし、郵送の場合は、同課（郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号）に送付すること。

(三) 提出書類

- ア 受験願書（クリーニング業法施行細則（昭和五十年東京都規則第八十一号）別記第十二号様式による。）
- イ 履歴書
- ウ 写真（出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身、

正面向きで縦四・五センチメートル横三・五センチメートルで、裏に撮影年月日及び氏名を記入したものの）

- エ 受験資格を有する者を証する書類（中学校以上の学校の卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し（この場合は、原本を提示し、写しを提出すること。））

(四) 試験手数料 一万八百円

納付書により、東京都指定金融機関、東京都収納代理金融機関に納入すること。
なお、納入した試験手数料は返還しない。

六 合格発表

令和七年三月十七日（月曜日）の午前十時から午後五時まで、東京都庁第一本庁舎三十階北側入口に、合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都保健医療局ホームページ（<https://www.hokeniyo.metro.tokyo.lg.jp/>）上に合格者の受験番号を掲載する。

七 その他

- (一) 受験願書用紙は、東京都保健医療局健康安全部健康安全課（東京都庁第一本庁舎三十階北側）において、令和六年十一月五日（火曜日）から配布する。

(二) 問合せ先

東京都保健医療局健康安全部健康安全試験・免許担当
電話〇三（五三二〇）四三五八

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二十四選挙区支部、将成会及びねんりんの会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号）の一部を次のように訂正する。

令和六年十月二十一日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二十四選挙区支部の部1収入総額の項中「170,983,031」を「175,363,031」と、「51,764,664」を「56,144,664」に改め、同部2支出総額の項中「101,641,508」を「106,021,508」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「17,726,000」を「22,106,000」と、「1,000,000」を「5,380,000」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中

「日本医師連盟」	1,000,000	文京区」を
「日本医師連盟」	1,000,000	文京区
「清和政権研究会」	4,380,000	千代田区」に

改める。

将成会の部6特定パーティーの概要の項中「537」を「300」に、「842」を「479」に改める。

ねんりんの会の部1収入総額の項中「35,954,335」を「36,194,335」と、「13,800,110」を「14,040,110」に改め、同部2支出総額の項中「24,170,686」を「24,410,686」に改め、同部3本年収入の内訳の項中

「寄附の総額」 160,000 政党匿名分を除く寄附の額 160,000 個人からの寄附 160,000 「寄附の総額」 400,000 政党匿名分を除く寄附の額 400,000 個人からの寄附 160,000 政治団体からの寄附 240,000 改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中 「川口 順子」を 60,000 文京区 「川口 順子」を 60,000 文京区 （政治団体からの寄附） （金額） （事務所の所在地） 円 清和政策研究会 240,000 千代田区 改める。		1 日時 令和6年10月29日（火曜日） 午前9時30分開始 2 場所 千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本庁内 東京都公安委員会聴聞会場 被聴聞者の住所及び氏名 大田区西六郷三丁目1番7-908号 林 子豪	
●東京都公安委員会告示第350号 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び法第12条第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。 令和6年10月21日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記		●東京漁調指示第六号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、東京海区における釣漁法について、次のとおり制限する。 令和六年十月二十一日 東京海区漁業調整委員会 会長 有 元 貴 文 （釣漁法の禁止） 一 大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域においては、いきえさ（餌虫類を除く。）を使用して、あかはた及びかさこを釣獲してはならない。 （指示の有効期間） 二 この指示の有効期間は、令和六年十二月七日から令和	
七年十二月六日までとする。 ●東京漁調指示第七号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、東京海区（伊豆諸島海域に限る。）における浮きはえ縄漁業（以下「この漁業」という。）について、次のとおり指示する。 令和六年十月二十一日 東京海区漁業調整委員会 会長 有 元 貴 文 （禁止操業） 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。 （一） 令和七年一月一日から同年五月三十一日までの間の 大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬（中ノ黒瀬を含む。）における操業 （二） 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業（承認操業） 二 総トン数二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。 （一） 承認の対象者			

(二) 承認をしない場合 千葉県 二隻 神奈川県 一隻 イ この漁業の承認できる総トン数五トン未満の船舶の隻数の最高限度は三隻以内とし、県別の隻数は、次のとおりとする。	ア 東京海区（伊豆諸島海域に限る。）において、前年度にこの漁業の承認（一月一日から五月三十一日までの期間）を受け水揚げした実績を有する者 イ 前年度に承認を受け操業したものの、水揚げした実績を有しない場合にあつては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの意見書を提出し、委員会が特に認めた者 ウ 委員会が特に認めた者 エ 試験研究機関 (二) 承認隻数 ア この漁業の承認できる総トン数五トン以上二十トン未満の船舶の隻数の最高限度は百二十隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。 東京都 三十五隻 静岡県 十一隻 神奈川県 六隻 千葉県 五十七隻 宮城県 一隻 和歌山県 四隻 高知県 三隻
(六) 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、五に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚し (五) 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。 (四) 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならぬ。 (三) 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。	ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合 イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合 ウ 同一の漁業者が二隻以上の船舶について申請をした場合 エ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合 オ その他委員会が漁業調整上支障があると認めた場合 (操業方法等) 三 この漁業の承認を受けた者の操業方法等は、次のとおりとする。 (一) 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること (二) 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。 (三) 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。 (四) 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならぬ。
五 この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶 (承認書の備付け及び操業旗章の掲揚) (二) 操業海域において、他種漁業との間で漁場競合が発生した場合には、必要に応じて相手方と連絡を取る等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。 (三) この漁業の承認を受け、かつ、太平洋広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐろ漁業を営む場合、資源の保護培養、漁業秩序維持等のため、住所の所在地の都県に配分された漁獲可能量、所属する漁業協同組合内あるいは漁業者間で締結した協定等の取決め事項等を遵守しなければならない。	なければならぬ。 (七) 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局（一ワット二十七メガヘルツ）を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。 (操業協定等) 四 この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持、漁具被害の防止等を図る必要があると委員会が認めた場合は、当該漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間又は他の競合する漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間で、操業協定等を締結しなければならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、特に委員会が認めた場合はこの限りではない。 (一) 漁業者間で定められた操業ルールの遵守に努めるほか、適宜漁業者間による協議を行い、操業秩序の維持を確保しなければならない。

ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。
(承認の取消し)

六 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。

(一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。

(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。

(三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたとき。

(操業実績報告書の提出義務)

七 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和七年六月三十日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

八 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

九 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

十 この指示の有効期間は、令和七年一月一日から同年五月三十一日までとする。

公 告

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により自由が丘一丁目29番地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

自由が丘商店街振興組合 代表理事 岡田 一弥

二 住所

目黒区自由が丘一丁目二十九番十六号

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051